

兄弟姉妹支援制度について

本学では、高崎健康福祉大学の同窓生及び在学学生を兄弟姉妹に持つ受験者や入学者に対して、次のような支援を実施しております。
該当する方は、出願期間内に所定の出願書類と一緒に下記書類を提出してください。

(注意) 入学検定料等の免除を受ける方は、Web 出願の際に、必ず「支援制度」の選択をしてください。選択をせずに入金された場合、免除や返還は一切できません。また、出願期間内に下記書類が提出されなかった場合も免除対象とはなりませんのでご注意ください。

	支援内容			提出書類（出願時に提出）
	入学検定料等	入 学 金	授 業 料	
兄弟姉妹が在学学生	全額免除	全額免除	半額免除	兄弟姉妹免除申請書（本学ホームページよりダウンロード） 在学証明書 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
兄弟姉妹が同窓生 又は 本学大学院に在学	全額免除	全額免除	対象外	兄弟姉妹免除申請書（本学ホームページよりダウンロード） 卒業証明書又は在学証明書 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
兄弟姉妹が同じ 年度に入学予定	対象外	全額免除 （1名分）	半額免除 （1名分）	兄弟姉妹免除申請書（本学ホームページよりダウンロード） 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） ※申請書は受験者毎に、証明書は1通のみ提出

※高崎健康福祉大学高崎高等学校、高崎健康福祉大学附属幼稚園に兄弟姉妹が在学している場合は、本制度の対象となりません。

※本支援制度と他の減免制度（特待生制度など）の両方が免除対象となった場合、年間において免除率の高いどちらか一方のみが適用となります。

※入学を辞退した場合は、本支援制度自体が適用外となる為、入学金は免除となりません。

（詳細については令和6年度学生募集要項 [XIV-2](#) 入学辞退手続 参照）

※授業料は、兄弟姉妹が本学に在学している期間において免除します。入学者と入れ替わりで兄弟姉妹が卒業する場合は同窓生をなり、授業料免除の対象となりません。また、兄弟姉妹が退学等をした時点で対象から外れます。

※本年度入学者選抜において2回目以降の出願の際は、「兄弟姉妹免除申請書」のみ提出してください。

その他、ご不明な点は本学入試広報センターまでお問い合わせください。